

新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会設置要領（案）

1. 目的

新 JICA の環境社会配慮ガイドライン（案）及び異議申立手続要綱（案）の作成にあたって、必要な助言を行うことを目的とする。

2. 構成および運営

新 JICA の環境社会配慮ガイドラインに見識のある学識経験者、NGO、企業（または団体）、政府関係者からの委員により構成する。委員会のメンバーは別紙のとおりとする。各委員は、その所属組織を代表するものではない。

委員が等しく責任を共有するものとし、委員の互選により 2 名の司会を選出し、議事進行に当たる。

委員会の議題は、委員または事務局が提案し、委員会の場で決定する。

3. 活動内容

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の運用実態及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（海外経済協力業務）の実施状況を踏まえつつ、新 JICA の環境社会配慮ガイドライン（案）及び異議申立手続要綱（案）の作成にあたって、必要な助言を行う。

4. 議事録及び情報公開

委員会は公開し、当日の一般参加者の発言も認める。

委員会開催の都度、発言者名とともに議事録を作成する。議事録は、JICA、JBIC のホームページで公開する。

一般の方々からの意見等も受け付け、事務局より回答する。

5. 事務局

委員会の事務・庶務は、JICA 企画・調整部、JBIC 開発業務部が行う。

以上